

農芸化学若手女性研究者賞及び農芸化学女性研究者賞 表彰規程

第 343 回理事会（2016 年 5 月 23 日）承認

（目的）

第 1 条 この規程は、農芸化学女性研究者賞等授賞選考委員会が選考する農芸化学若手女性研究者賞及び農芸化学女性研究者賞の受賞者の表彰に関する事項を定める目的とする。

（種類）

第 2 条 表彰は農芸化学若手女性研究者賞及び農芸化学女性研究者賞とする。

（表彰基準）

第 3 条 表彰の基準は次の通りとする。

- 農芸化学若手女性研究者賞は農芸化学分野で優れた研究成果をあげた女性研究者で、表彰年度の 4 月 1 日時点満 35 歳以下の者
- 農芸化学女性研究者賞は農芸化学分野で顕著な研究成果をあげた女性研究者で、表彰年度の 4 月 1 日時点満 45 歳までの者

（表彰）

第 4 条 表彰は表彰式において行うこととし、受賞者には、賞状、賞牌を贈る。また、農芸化学若手女性研究者賞及び農芸化学女性研究者賞には副賞を研究奨励のために添える。

（受賞者の執筆義務）

第 5 条 農芸化学若手女性研究者賞及び農芸化学女性研究者賞の受賞者は和文誌あるいは英文誌に執筆するものとする。

附則

この規程は、2016 年 5 月 23 日（第 343 回理事会）より施行する。